

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	物件に係る措置
概要	市長は、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生の予防のため、感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具等について、その場所を管理する者または代理者に対し、当該物件の移動の禁止、消毒、廃棄等を命じることができます。 また、当該場所を管理する者に措置することが困難なときは、市町村にて消毒を行い、その消毒にかかった費用は管理者等から徴収することができます。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第7条、第29条、第63条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第16条
処分基準	処分基準 市長が一類から四類感染症、新型インフルエンザ感染症及び指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるとき 処分の対象 一類から四類感染症、新型インフルエンザ感染症及び指定感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者 具体的処分 当該物件の移動の制限、若しくは禁止、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。